

2022年10月6日

厚生労働大臣

加藤 勝信 様

障害連（障害者の生活保障を要求する連絡会議）

代表 尾上裕亮

重度の障害者の生命と人権を守り、地域での生活を推し進める要望

貴職におかれましては日頃より障害者権利条約の理念に立った政策の実現にご尽力されていることに心より敬意を表します。

私たち障害連はこの半世紀近く、脳性マヒ者など重度の全身性障害者のインクルーシブを求めて活動してまいりました。

落ち着いてきたとはいえ、新型コロナによるパンデミックは、障害者の生活に大きな支障を与え、社会参加はおろか、多くの命を奪ってきています。

今さら言うこともありませんが、障害者権利条約の基本理念は、施設ではなく地域での生活を支援することにあります。8月の国連障害者権利委員会で日本に対する総括所見がまとめられますが、それに沿った政策づくりが求められるところです。

私たちは以上の認識の下、下記要望の実現を強く求めます。

記

1. 国連の「総括所見」に対しての基本的なお考えを述べていただきたい
2. コロナ禍において障害の重い人の生命と人権を守ること
 - 1) 事前のトリアージなど、生命の選別を絶対に行わないこと。
 - 2) 精神科病院や入所型生活施設でクラスターが発生し、深刻な状況があるとの事例が多数あります。精神科病院や生活施設でコロナ陽性者が出た場合、コロナ専門病院で診てもらえる体制を整備すること。
 - 3) 脳性マヒ者や難病の人など、重度の障害者が入院した場合、言語障害等障害の状況に対応できる体制とすること。そして重度の障害者が新型コロナで入院治療したケースについては、どういう介護対応がなされたかしっかりとデータとして残しておくこと。

4) コロナ禍において、障害の重い人たちの生活は危機に瀕しているが、正当な理由なく介護事業者は、ヘルパー派遣を停止しないこと。

3. 障害者虐待防止法の早急な改正を、

障害者虐待防止法を早急に改正し、学校、病院、保育所等での障害者に対する虐待を発見した者の行政・関係機関への通報を義務化すること。

4. 生活施設での監査指導の強化と、第三者機関の設置を義務化に

障害者の生活施設で暮らす障害者の人権や個人の尊厳が守られているか。という視点で、国は施設運営者に対する監査・指導を強化させ、あわせてそれらの施設には、障害当事者や市民が参加する第三者機関の設置を義務化すること。

5. 大規模・中規模入所型生活施設の減少の計画化を

国は障害者権利条約の考え方にに基づき、生活施設で暮らす人たちが地域社会の中で暮らしていける環境を推し進め、大規模・中規模入所型生活施設の減少計画を立て、その数値目標を策定すること。

6. 障害者の範囲を障害者基本法と同じにすること

総合福祉法部会の骨格提言では、障害者の範囲を障害者基本法と同じにすることとしている。社会的障壁が障害となっていることを強く指摘している。この提言を早急に実現し、ニーズに応じたサービスが提供されるようにすること。

7. 生活保護から脱却できる所得保障を確立すること

(1) 先日、1型糖尿病年金裁判の東京地裁判決があり、年金不支給と認定されていた原告の2級年金の支給が認められた。原告は多くの時間と想像を超える労力を費やし、関係者の協力によって年金支給が認められた。多くの障害者にとってそれは難しい。もっと、簡便に年金を受け取れるような、生活実態に即した認定基準に改めること。

(2) 現行の障害基礎年金(国民年金)の額では、住宅にかかる経費などを捻出することができない。地域で自立生活を行おうとする重度の障害者に対して、生活保護に依存することなく尊厳を持った生活を可能とするように、社会手当を創設すること。

以上

【事務局】 障害連 (障害者の生活保障を要求する連絡会議)
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-11-8 武蔵野ビル 5階
(担当: 太田)

TEL: 03-5282-0016 FAX: 03-5282-0017